

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる光力利用敷網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 12 月 15 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
やりいか光力利用 敷網漁業	17 隻	定めなし	定めなし	1 西共第 23・24 号共同漁業権漁場の区域のうち、次の(1)及び(2)の海域 (1) 北津軽郡中泊町小泊港東防波堤突端の青燈台と竜飛崎とを結んだ直線以東の海域 (2) 北津軽郡中泊町白岩崎から磁針方位 201 度の直線と、同町仏崎から磁針方位 215 度の直線によってはさまれた海域 2 前記以外の共同漁業権漁場の区域を除いた青森県日本海沖合海域	2 月 1 日から 5 月 31 日まで	北津軽郡中泊町大字小泊 (字下前、字尾崎道、字漆流及び字渕岩を除く) に住所を有する者	令和 8 年 12 月 15 日から 令和 8 年 1 月 16 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと (3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メートル以内の各海域で操業しないこと (4) 機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号を黒色ペイントで表示すること
	9 隻			青森県日本海沖合海域。ただし、西共第 17・18 号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除く。		北津軽郡中泊町大字小泊字下前、字尾崎道、字漆流及び字渕岩に住所を有する者		
	12 隻			青森県日本海沖合海域。ただし、西共第 9・10 号、第 13・14 号及び久共第 1・2 号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除く。		西津軽郡鰺ヶ沢町又はつがる市木造出来島に住所を有する者		
	8 隻			西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢又は大字田野沢に住所を有する者		1 許可の有効期間は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと (3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メートル以内の各海域で操業しないこと (4) 機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号を黒色ペイントで表示すること (5) 4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間においては、次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた海域で操業してはならない		

							ア 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.23 分 イ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.23 分 ウ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.77 分 エ 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.77 分
	1 隻		青森県日本海沖合海域。ただし、西共第 11・12 号及び久共第 1・2 号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除く。	2 月 1 日から 5 月 15 日まで	西津軽郡深浦町大字風合瀬 に住所を有する者	1 許可の有効期間は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 5 月 15 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと (3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メートル以内の各海域で操業しないこと (4) 機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号を黒色ペイントで表示すること (5) 4 月 1 日から 5 月 15 日までの期間においては、次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた海域で操業してはならない ア 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.23 分 イ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.23 分 ウ 北緯 40 度 31.60 分、東経 139 度 28.77 分 エ 北緯 40 度 31.85 分、東経 139 度 28.77 分	
	2 隻		青森県日本海沖合海域。ただし、西共第 11・12 号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除く。			1 許可の有効期間は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 5 月 15 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと (3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メートル以内の各海域で操業しないこと (4) 機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号を黒色ペイントで表示すること	

	3隻		<p>西共第5・6号及び久共第1・2号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除いた青森県日本海沖合海域。ただし、西共第5・6号共同漁業権漁場の区域においては、基点1、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点2の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点1 西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱</p> <p>基点2 旧西津軽郡岩崎村と深浦町との境に設置した標柱</p> <p>点ア 基点1から磁針方位313度150メートルの点</p> <p>点イ のり島西側突端</p> <p>点ウ トド島西側突端</p> <p>点エ 上吾妻突端</p> <p>点オ 椿山突端</p> <p>点カ 基点2から磁針方位255度150メートルの点</p>	2月1日から 5月31日まで	西津軽郡深浦町大字月屋に住所を有する者		<p>1 許可の有効期間は、令和8年2月1日から令和8年5月31日までとする。</p> <p>2 規則第14条第1項第4号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とすること</p> <p>(2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと</p> <p>(3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ300メートル以内、沖合100メートル以内の各海域で操業しないこと</p> <p>(4) 機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号を黒色ペイントで表示すること</p> <p>(5) 4月1日から5月31日までの期間においては、次のア、イ、ウ、エ及びカの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた海域で操業してはならない</p> <p>ア 北緯40度31.85分、東経139度28.23分</p> <p>イ 北緯40度31.60分、東経139度28.23分</p> <p>ウ 北緯40度31.60分、東経139度28.77分</p> <p>エ 北緯40度31.85分、東経139度28.77分</p>
	4隻		<p>西共第5・6号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除いた青森県日本海沖合海域。ただし、西共第5・6号共同漁業権漁場の区域においては、基点1、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点2の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点1 西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱</p> <p>基点2 旧西津軽郡岩崎村と深浦町との境に設置した標柱</p> <p>点ア 基点1から磁針方位313度150メートルの点</p> <p>点イ のり島西側突端</p> <p>点ウ トド島西側突端</p> <p>点エ 上吾妻突端</p> <p>点オ 椿山突端</p> <p>点カ 基点2から磁針方位255度150メートルの点</p>				<p>1 許可の有効期間は、令和8年2月1日から令和8年5月31日までとする。</p> <p>2 規則第14条第1項第4号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とすること</p> <p>(2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと</p> <p>(3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ300メートル以内、沖合100メートル以内の各海域で操業しないこと</p> <p>(4) 機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号を黒色ペイントで表示すること</p>

1隻			青森県日本海沖合海域。ただし、西共第3・4号及び久共第1・2号共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除く。		西津軽郡深浦町大字岩崎に住所を有する者		<p>1 許可の有効期間は、令和8年2月1日から令和8年5月31日までとする。</p> <p>2 規則第14条第1項第4号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とすること</p> <p>(2) 水中灯及び水銀灯を使用しないこと</p> <p>(3) 定置漁業または小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ300メートル以内、沖合100メートル以内の各海域で操業しないこと</p> <p>(4) 機関室の両側面を赤色ペイントで塗装し、許可番号を黒色ペイントで表示すること</p> <p>(5) 4月1日から5月31日までの期間においては、次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた海域で操業してはならない</p> <p>ア 北緯40度31.85分、東経139度28.23分</p> <p>イ 北緯40度31.60分、東経139度28.23分</p> <p>ウ 北緯40度31.60分、東経139度28.77分</p> <p>エ 北緯40度31.85分、東経139度28.77分</p>
----	--	--	--	--	---------------------	--	---